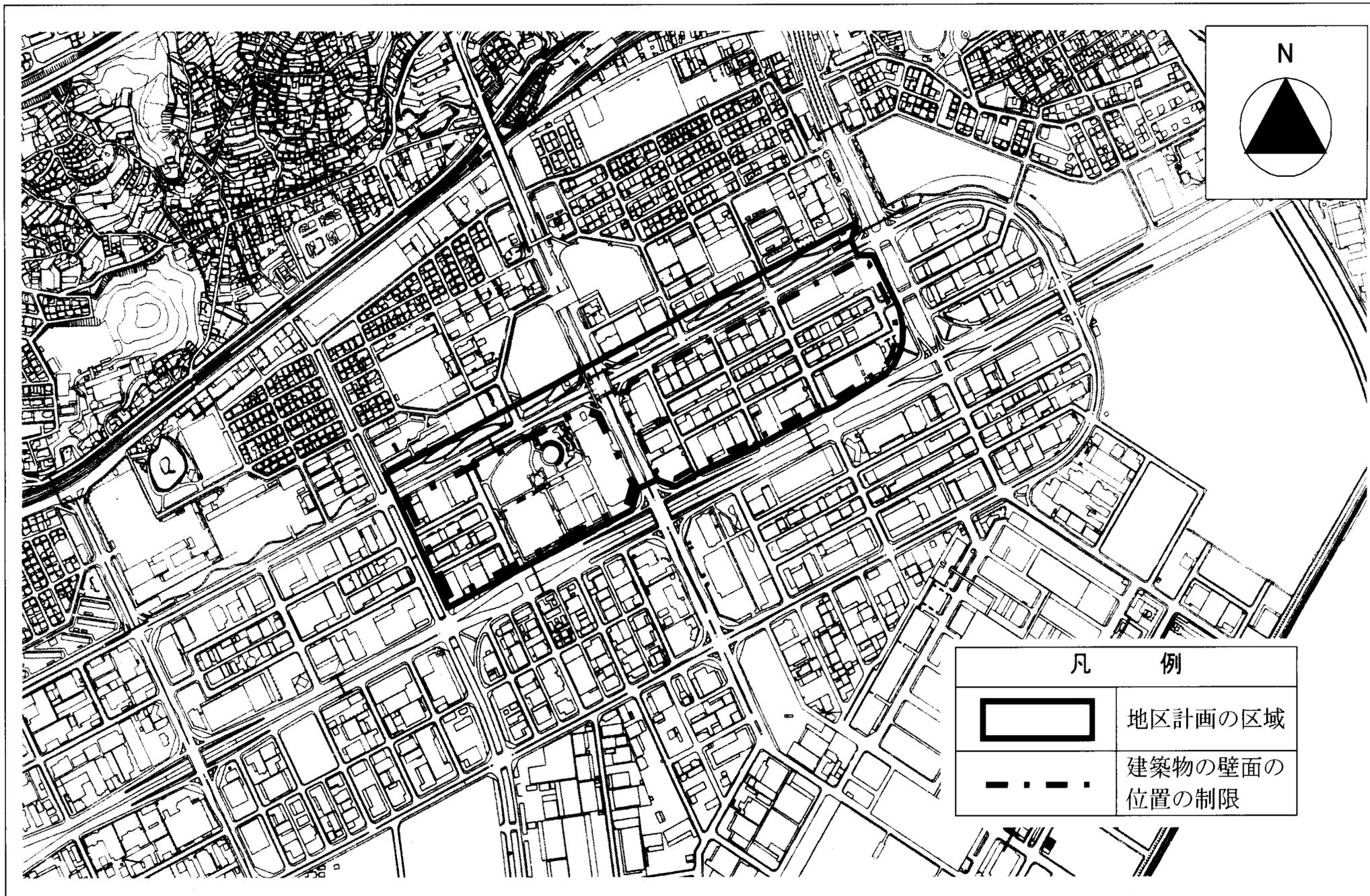


決 定 平成13年 3月 1日 広島市告示第52号

名 称		商工センター地区 地区計画
位 置		広島市西区商工センター二丁目、商工センター三丁目、井口明神一丁目、草津新町二丁目の各一部
面 積		約 25.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>「広島市西部流通業務地区」は、広島市西部の臨海部に位置し、「広島市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」に基づき、西部方面の流通業務地区として整備された地区である。</p> <p>商工センター地区は、この「広島市西部流通業務地区」内で、かつ、広島市が進める多心型都市づくりにおいて広域拠点に位置付けられた「西部商工センター」の一角に位置し、流通機能や業務機能の強化など一層の活性化に取り組むこととされている地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物の誘導・規制及び緑化を推進することにより、新しい流通業務市街地の形成と保全を図るとともに、適正かつ合理的な都市機能の維持・増進を図るものである。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区においては、流通業務機能を主体に商業・業務・交流等の機能を備えた新しい流通業務市街地の形成を図るものとする。</p> <p>また、幹線道路等に面して壁面の位置の制限等を設けることにより、周辺の景観に配慮した快適で緑豊かな流通業務市街地の環境を形成する。</p>
	地区施設の整備方針	<p>本地区には、都市計画道路である西部流通環状線、草津鈴が峰線及び新井口駅前線、地区公園である西部埋立第五公園、西部周遊緑地が都市計画決定されている。</p> <p>このほか、流通業務市街地に必要な地区内道路が整備されており、それぞれの施設の機能を損なわないようその維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>建築物等について次の事項を定めることにより、空地や緑地を備えた良好な流通業務市街地を形成するとともに、歩行者の快適性の確保と都市景観の向上を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の壁面の位置の制限 2 垣又はさくの構造の制限
地区整備計画	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に表示する位置において、5メートル以上とする。
	垣又はさくの構造の制限	<p>垣又はさくは、道路に面する部分においては、次の各号に掲げる構造のいずれかとする。ただし、門柱、又は公共公益施設にあって安全上やむを得ないものについてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生け垣 2 地盤面からの高さが2.0メートル以下の網状その他これに類する形状のもの

「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限の区域は、計画図表示のとおり」



この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局 都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画図（都市計画の図書）をご覧ください。